

幼保連携型認定こども園の 事務の手引き



平成29年4月
栃木県保健福祉部こども政策課

目 次

I 幼保連携型認定こども園の管理・運営	頁
1 幼保連携型認定こども園の設置、廃止等	
(1) 幼保連携型認定こども園の法的な位置づけ等	2
(2) 所轄庁	2
(3) 設置・廃止、報告の徴収等	
① 設置・廃止	2
② 報告の徴収等	3
③ 情報の提供	3
2 幼保連携型認定こども園の設備、運営等の基準	
(1) 学級編制、職員等	
① 学級編制等	4
② 職員	4
③ 園長、副園長及び教頭の資格	4
④ 職員の資格	5
⑤ 配置基準	6
⑥ 社会福祉施設等の職員との兼用	7
(2) 設備	
① 園舎及び園庭	7
② 園舎の基準	7
③ 園庭の基準	8
④ 園舎に備えるべき設備	8
⑤ 園具及び教具	9
⑥ 社会福祉施設等の設備との兼用	9
⑦ 位置等	9
⑧ 経過措置	9
⑨ 特例	10
(3) 運営	
① 教育・保育を行う期間及び時間	11
② 子育て支援事業	12
③ 掲示	12
④ その他	12
(4) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	
① 教育・保育要領の遵守	13
② 教育・保育要領の基本的な考え方	13
(5) 食事	14
(6) 保健・安全管理	
① 学校保健計画	14
② 環境衛生の維持	14
③ 園児の健康診断	14
④ 職員の健康診断	15
⑤ 出席停止・休業	16
⑥ 保健所への連絡	17
⑦ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	17

⑧	学校安全に関する設置者の責務	18
⑨	学校安全計画の策定等	18
⑩	学校環境の安全の確保	18
⑪	危険等発生時対処要領の作成等	18
(7)	運営状況に関する評価等	
①	自己評価	19
②	学校関係者評価	19
③	外部評価	19
(8)	運営状況に関する情報の提供	19
(9)	業務管理体制の整備	
①	責務	19
②	届出先	19
③	届出事項	20
(10)	事故の報告等	20
(11)	その他	
①	履修困難な教科への配慮	20
②	基準と幼保認可園	20
③	一般原則	20
④	非常災害対策	21
⑤	職員の知識及び技能の向上等	21
⑥	園児を平等に取り扱う原則	21
⑦	虐待等の禁止	21
⑧	懲戒に係る権限の濫用禁止	21
⑨	人権の擁護等に関する措置	22
⑩	秘密保持等	22
⑪	苦情への対応	22
⑫	保護者との連絡	22
3	その他	
(1)	園則	22
①	学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園して いる時間に関する事項	
②	教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	
③	保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	
④	利用定員及び職員組織に関する事項	
⑤	入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	
⑥	保育料その他の費用徴収に関する事項	
⑦	その他施設の管理についての重要事項	
(2)	備付表簿等	
①	備付表簿	23
②	指導要録	23
(3)	公定価格	
①	特定負担額(上乗せ徴収)	24
②	実費徴収	24
③	手続き	24
④	その他(よくあるお問い合わせ)	25
	[様式、作成例]	
	【I-2-(10)事故の報告等：様式】	26

【I-3-(1)園則：園則兼運営規程（作成例）】	28
【I-3-(2)-②指導要録：様式（参考例）】	32

II 幼保連携型認定こども園に関する申請、届出等

1 設置の認可申請・届出	34
2 変更に関する届出	34
(1) 変更届	
(2) 園長採用届	
3 園の廃止申請又は休止申請・届出	35
4 設置者変更の認可申請・届出	35
5 運営状況報告	35

III 各種様式

1 設置の認可申請・届出【記載例】	37
2 変更に関する届出【記載例】	48
3 園の廃止申請又は休止申請・届出	69
4 設置者変更の認可申請・届出	70

IV 関係条例、通知等〔巻末掲載〕

1 条例、規則等関係	
2 国通知、事務連絡関係	

【参照法令・条例等略称】

「法」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

「法施行令」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令203号）

「法施行規則」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）

「条例」：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）

「条例施行規則」：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年栃木県規則第44号）

「例」：平成27年1月27日付け府政共生第73号他通知

以下の通知を、上記のように表記します。

なお、事務連絡の場合は、発出元も併せて標記します（例：平成27年11月19日付け内閣府事務連絡）

府政共生第73号
26初幼教第29号
雇児保発0127第1号
平成27年1月27日

各都道府県知事
..... 殿
.....

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当） 長田浩志
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 淵上孝
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 朝川知昭

幼保連携型認定こども園園児指導要録について（通知）
標記について、.....

I 幼保連携型認定こども園の管理・運営

1 幼保連携型認定こども園の設置、廃止等

(1) 幼保連携型認定こども園の法的な位置づけ等

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型があります。

幼保連携型認定こども園（以下「幼保認可園」）は、法の一部改正により、平成27年度から学校かつ児童福祉施設として単一の認可施設として位置づけられました。

(2) 所轄庁

- ① 栃木県内に設置する②以外の幼保認可園 栃木県知事
- ② 宇都宮市内に設置する幼保認可園 宇都宮市長

(3) 設置・廃止、報告の徴収等

① 設置・廃止

- i 幼保認可園を設置できるのは、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみです（法第12条）。

設置特例

設置主体は上記のとおりですが、以下のとおり特例があります。

法施行日（平成27年4月1日）の前日に存する幼稚園の設置者は、法附則第4条第1項各号の要件に適合する場合は、当面の間、幼稚園を廃止して幼保認可園を設置することができます。

〔留意点（法施行規則附則第3条）〕

- ・ 設置は、廃止する幼稚園の所在した区域と同一の区域内に限る。
- ・ 廃止する幼稚園の数 \geq 設置する幼保認可園の数

- ii 市町は、幼保認可園を設置しようとする時、又は廃止、休止若しくは設置者の変更（以下「廃止等」）を行おうとする時は、あらかじめ、所轄庁に届出を行わなければなりません（法第16条）。

- iii 国及び地方公共団体以外の者は、幼保認可園を設置しようとする時、又は廃止等を行おうとする時は、所轄庁の認可を受けなければなりません（法第17条第1項）。

認可上の手続

※1 所轄庁は、あらかじめ法第25条の審議会等の意見を聴かなければなりません（法第17条第3項）。

※2 宇都宮市は、あらかじめ知事に協議しなければなりません（法第17条第4項）。

※3 設置認可の場合、県は、あらかじめ市町長に協議しなければなりません（法第17条第5項）。

申請者の欠格事由

申請者は、法第 17 条第 2 項各号の基準に合致する場合、幼保認可園の認可を受けることができません（法第 17 条第 6 項）。

② 報告の徴収等

i 報告の徴収・検査

所轄庁は、必要がある時は、幼保認可園に対して報告を求めたり、検査を行うことができます（法第 19 条第 1 項）。

ii 改善勧告・改善命令

所轄庁は、幼保認可園が法、条例等に違反した時は、必要な改善を勧告できます。この勧告に従わず、かつ、園児の教育・保育上有害であると認められる時は、必要な改善を命ずることができます（法第 20 条）。

iii 事業停止命令

所轄庁は、以下に該当する場合、幼保認可園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます（法第 21 条第 1 項）。

ア 幼保認可園が、法、条例等に故意に違反し、園児の教育・保育上著しく有害であると認められるとき。

イ 幼保認可園が改善命令に違反したとき。

ウ 正当な理由なしに、6 か月以上休止したとき。

※ 事業停止命令に違反した者：6 か月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金（法第 38 条）

iv 認可の取消し

所轄庁は、幼保認可園が法、条例等に違反した時は、認可を取り消すことができます（法第 22 条第 1 項）。

事業訂正命令及び認可の取消しを行う際の手続

所轄庁は、あらかじめ法第 25 条の審議会等の意見を聴かなければなりません（法第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項）。

③ 情報の提供

県は、幼保認可園の認可等をした時は、インターネットの利用等により、教育保育概要等について周知を図ります（変更届出があった時も同様）（法第 28 条及び第 29 条第 2 項）。

2 幼保連携型認定こども園の設備、運営等の基準

(1) 学級編制、職員等

① 学級編制等

満3歳以上は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制します。

なお、原則として1学級の園児数は35人以下とし、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制します(条例第5条第1項から第3項)。

学級編制

- ・ 学級編制にあたっては、1号認定こどもと2号認定こどもを一体的に編制することが基本です。
- ・ 学級は①のとおり同学年で編制することが原則ですが、地域の実情等に応じて、異なる年齢で編制するなど、弾力的な取扱いをすることも可能です。
- ・ 満3歳児は、満3歳に達した段階で、1号認定又は2号認定に該当し、学級を編制することになりますが、各園の状況等を踏まえ、以下のような弾力的な取扱いが可能です。

↳ 当該年度中は2歳児クラス等に残る

↳ 3歳児学級(年少)へ移る

↳ 満3歳児学級を設ける など

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

② 職員

i 幼保認可園には、園長及び保育教諭を置かなければなりません(法第14条第1項)。

また、調理員も置かなければなりません(条例第27条の規定により調理業務を全部委託する場合を除く)(条例第6条第4項)。

ii 次の職員を置くように努めなければなりません(条例第6条第5項)。

ア 副園長又は教頭

イ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

ウ 事務職員

職員

i 及び ii の職員の他、認可園に置くことができる職員は、以下のとおりです。
主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭及びその他必要な職員(法第14条第2項)

職員の所掌事務

園長、副園長、教頭等の所掌事務は法第14条第3項から第18項までを御参照願います。

③ 園長、副園長及び教頭の資格

i 園長は、教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者で、以下の職に五年以上勤めていることが必要です(法施行規則第12条)。

- ア 学校教育法第一条の学校等の校長（幼保認可園の園長を含む）の職
 - イ 学校教育法第一条の学校及び幼保連携型認定こども園の教員
 - ウ 学校教育法第一条の学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員等 ほか
- ※ アからウ以外は法施行規則第 12 条各号を確認してください。

ただし、運営上特に必要がある場合は、園を適切に管理・運営する能力を有し、この規定で定める者と同等の資質を有する者を園長とすることができます（法施行規則第 13 条）。

園長の欠格事由
学校教育法第 9 条各号の基準に合致する場合、園長になることができません（法第 26 条 学校教育法第 9 条準用）。

- ii 副園長及び教頭の資格も同様に取り扱います（法施行規則第 14 条）。

④ 職員の資格

- i 主幹保育教諭、指導保育教諭及び保育教諭(以下「保育教諭等」)並びに講師（保育教諭に準ずる職務に限る）は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければなりません（法第 15 条第 1 項）。

経過措置
施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から 5 年間は、i にかかわらず、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）になることができます（法附則第 5 条第 1 項）。

- ii 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければなりません（法第 15 条第 2 項）。

- iii 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければなりません（法第 15 条第 3 項）。

- iv 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に限る）は、幼稚園助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければなりません（法第 15 条第 4 項）。

経過措置
施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から 5 年間は、iv にかかわらず、幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）になることができます（法附則第 5 条第 2 項）。

- v 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければなりません（法第 15 条第 5 項）。

□ 罰則

資格のない者を任命し又は雇用したり、資格がないのに主幹保育教諭等になった者は、30万円以下の罰金に処せられます（法第39条第1号から第4号）。

□ 教員の欠格事由

主幹教諭（主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師は、学校教育法第9条各号の基準に合致する場合、教員になることができません（法第26条 学校教育法第9条準用）。

□ 教員免許更新制度（「IV 関係条例、通知等」を参照）

- ・平成21年4月以降に授与される教員免許状に10年間の有効期限が付されます。
- ・免許状更新のために30時間以上の講習の受講・修了が必要となります。
- ・平成21年3月31日以前に免許状を取得した方にも更新制の基本的な枠組みが適用されます。

⑤ 配置基準

- i 教育・保育に直接従事する職員（保育教諭等及び講師）の数は、下表のとおりです。
ただし、常時2人を下回ってはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数に1人を増加した数が必要となります（条例第6条第3項）。
なお、公定価格の算定上、別途、職員の配置が必要となりますので、詳しくは市町村担当課に確認してください。

園児の区分	員数
1 満4歳以上	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満	おおむね3人につき1人

□ 職員数の算定方法

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (\text{0歳児の数} \times 1/3) \\ &+ \{ (\text{1歳児の数} + \text{2歳児の数}) \times 1/6 \} \\ &+ (\text{3歳児の数} \times 1/20) \\ &+ \{ (\text{4歳児の数} + \text{5歳児の数}) \times 1/30 \} \end{aligned}$$

- ☞ 各計算において小数点第1位（第2位以下切捨て）まで求め、総合計は小数点以下を四捨五入して求める。

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

〔保育教諭等の配置基準の要件弾力化〕

保育士不足等を背景に、当分の間、配置基準の要件が弾力化されています。
詳細は「IV 関係条例、通知等—1 条例、規則等関係」を御参照願います。

- ii 各学級に担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければなりません(条例第6条第1項)。

ただし、特別の事情がある時は、保育教諭等は専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができます(条例第6条第2項)。

※ iにより必要となる職員数と学級数が異なる場合、以下のように取り扱います(条例第6条第3項)。

ア 学級数(A) > iの表により必要となる職員数(B)

→ 配置職員数は(A)となります。

イ 学級数(A) < iの表により必要となる職員数(B)

→ 配置職員数は(B)となります。

⑥ 社会福祉施設等の職員との兼用

運営上必要と認められる場合は、幼保認可園の職員の一部(園児の保育に直接従事する職員を除く)を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができます。(条例第18条)。

(2) 設備

① 園舎及び園庭

幼保連認可園には、園舎及び園庭を備えなければなりません(条例第7条第1項)。

なお、園舎及び園庭は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則となります(条例第7条第5項)。

園地、園舎等の自己所有

幼保認可園の運営が安定的かつ継続的に行われることが必要となりますので、原則として、園地、園舎等は設置者がその所有権を有していることが適当です。

※平成26年12月18日付け府政共生第743号他通知

② 園舎の基準

- i 園舎は2階建て以下が原則ですが、特別の事情がある時は、3階建て以上とすることもできます(条例第7条第2項)。

- ii 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」)は、1階に設けるものとします。ただし、条例施行規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上の階に設けることもできます(条例第7条第3項)。

なお、3階以上の階に保育室等を設ける場合は、それらは、原則として満3歳未満の園児用となります(条例第7条第4項)。

幼保認可園の設置、改修等

建築行政担当部局、開発行政担当部局、農地行政担当部局等に対しても、必要に応じて、各種基準の適用の有無、取扱い等について確認を行ってください。

「平成27年2月13日付け内閣府他事務連絡」等を御参照願います。

iii 園舎面積は次の面積以上が必要です（条例第7条第6項）。

園舎面積＝ア＋イ

ア 下表により求める面積

学級数	面積
1 学級	180 m ²
2 学級以上	((学級数－2) × 100 m ²) + 320 m ²

イ 以下により求める面積

- ・ 満2歳未満（「ほふく」しない） : 園児数×1.65 m²
- ・ 満2歳未満（「ほふく」する） : 園児数×3.3 m²
- ・ 満2歳以上 : 園児数×1.98 m²

iv 保育室（満3歳以上用）の数は、学級数を下ってはなりません（条例第8条第2項）。

v 乳児室等の面積は、以下の面積以上となります（条例第8条6項）。

ア 乳児室 1.65 m²×満2歳未満の園児数（「ほふく」しない）

イ ほふく室 3.3 m²×満2歳未満の園児数（「ほふく」する）

ウ 保育室又は遊戯室 1.98 m²×満2歳以上の園児数

③ 園庭の基準

園庭面積は次の面積以上が必要です（条例第7条第7項）。

園庭面積＝ア＋イ

ア 「3.3 m²×満3歳以上の園児数」又は下表により求める面積のいずれか大きいほう。

学級数	面積
2 学級以下	((学級数－1) × 30 m ²) + 330 m ²
3 学級以上	((学級数－3) × 80 m ²) + 400 m ²

イ 満2歳児の園児数×3.3 m²

④ 園舎に備えるべき設備

i 園舎には、以下の設備を備えなければなりません。

ただし、特別の事情がある時は、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、兼用が可能です（第8条第1項）。

必置設備

職員室、乳児室又はほふく室（満2歳未満用）、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

※飲料用設備は手洗用、足洗用と区分（条例第8条第5項）

□ 調理室の特例

ア 満3歳以上の園児の場合

条例第27条の規定により外部搬入により給食を行うことが可能ですが、その場合は調理室を備えないことが認められます。ただし、調理設備は必要となります（条例第8条第3項）。

※ 外部搬入を行う場合は、同条各号の要件を満たさなければなりません。

イ 満3歳未満の園児が20名未満の場合

調理室を備えないことが認められます。ただし、調理設備は必要となります（条例第8条第4項）。

（参考：自治体向けFAQ【認定こども園】No.12）

(略)調理室を備えないことができる場合において、必要とされる「調理設備」とは具体的には何ですか。	当該施設において食事を適切に提供するための、加熱、保存等が可能な設備であり、具体的には電子レンジ・冷蔵庫などの設備等が考えられます。
--	--

ii 園舎には、以下の設備を備えるよう努めなければなりません（条例第8条第7号）。

放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室

⑤ 園具及び教具

学級数及び園児数に応じ、教育・保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充しなければなりません（条例第9条第1項及び第2項）。

⑥ 社会福祉施設等の設備との兼用

運営上必要と認められる場合は、幼保認こ園の設備の一部（保育室等を除く）を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができます（条例第19条）。

⑦ 位置等

幼保認こ園の位置は、運営上適切で通園の際に安全な環境でなければなりません（条例第29条第1項）。

また、園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切でなければなりません（同第2項）。

⑧ 経過措置

みなし幼保認こ園（法附則第3条第1項）の設備は、条例第7条から第9条までの規定にかかわらず、従前の基準によるものとします（条例附則第2条第2項）。

⑨ 特例

i 幼稚園から幼保認可園への移行特例

ア 園庭面積の特例

法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）の前日に存する幼稚園（適正運営の園に限る）の設置者が、幼稚園を廃止し、幼稚園と同一場所で、幼稚園の設備を用いて幼保認可園を設置する場合の園庭面積は、条例第 7 条第 7 項の規定にかかわらず、当分の間、次の面積を合算した面積以上とします（条例附則第 4 条第 1 項）。

(7) 下表に定める面積

学級数	面積
2 学級以下	$((\text{学級数}-1) \times 30 \text{ m}^2) + 330 \text{ m}^2$
3 学级以上	$((\text{学級数}-3) \times 80 \text{ m}^2) + 400 \text{ m}^2$

(イ) 2 歳児 $\times 3.3 \text{ m}^2$

イ 園舎面積の特例

アの幼保認可園の乳児室等の面積は、第 8 条第 6 項の規定にかかわらず、当分の間、以下に定める面積以上とします（同第 2 項）。

(7) 乳児室 $1.65 \text{ m}^2 \times$ 満 2 歳未満（「ほふく」しない）

(イ) ほふく室 $3.3 \text{ m}^2 \times$ 満 2 歳未満（「ほふく」する）

ii 保育所からの幼保認可園への移行特例

ア 園庭面積の特例

法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）の前日に存する保育所（適正運営の園に限る）の設置者が、保育所を廃止し、保育所と同一場所で、保育所の設備を用いて幼保認可園を設置する場合の園庭面積は、第 7 条第 7 項の規定にかかわらず、当分の間、以下に定める面積以上とします（条例附則第 5 条第 2 項）。

- ・ 満 2 歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$

イ 園舎面積の特例

アの幼保認可園の園舎面積は、条例第 7 条第 6 項の規定にかかわらず、当分の間、次の面積を合算した面積以上とします（同第 1 項）。

(7) 満 3 歳以上 : 園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$

(イ) 以下により求める面積

- ・ 満 2 歳未満（「ほふく」しない） : 園児数 $\times 1.65 \text{ m}^2$
- ・ 満 2 歳未満（「ほふく」する） : 園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$
- ・ 満 2 歳以上満 3 歳未満 : 園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$

iii 位置に関する幼稚園及び保育所の移行特例

法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）の前日に存する幼稚園又は保育所（適正運営の園に限る）の設置者が、当該施設を廃止し、当該施設と同一の場所で、当該施設の設備を用いて幼保認可園を設置する場合において、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（条例第 7 条第 7 項第 1 号の面積以上のものに限る）を設ける者は、当分の間、条例第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、次の要件を満たす場所に園庭を設けることが

できます。この場合、満 3 歳以上の園児の教育・保育に支障がないようにしなければなりません（条例附則第 6 条）。

ア 園児が安全に移動できる場所であること。

イ 園児が安全に利用できる場所であること。

ウ 園児が日常的に利用できる場所であること。

エ 教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。

(3) 運営

① 教育・保育を行う期間及び時間

i 幼保認こ園において教育・保育を行う期間及び時間は次の要件を満たさなければなりません（条例第 10 条第 1 項）。

ア 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き 39 週を下ってはならないこと。

イ 教育時間は 4 時間／日とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

ウ 保育が必要な園児に対する教育・保育の時間は、8 時間／日を原則とすること。

ii i-ウの教育・保育の時間は、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めることとなります（条例第 10 条第 2 項）。

開園日等

- ・ 幼保認こ園の教育週数は年間 39 週以上ですが、保育を行う児童福祉施設であることから、日曜日及び国民の祝休日を除いた日を開園とすることが原則となります。
- ・ 園の教育時間は 4 時間／日を標準とする時間を確保する必要がありますが、具体的な時間設定は各園の判断になります。
- ・ 園の教育・保育の時間は 8 時間／日ですが、1 日の開園時間は保育所と同様、11 時間とすることが原則となります。

※平成 26 年 11 月 28 日付け府政共生第 1104 号他通知

土曜日開園義務

(参考：自治体向け FAQ【認定こども園】No.9)

幼保連携型認定こども園になった場合、原則として 11 時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、保護者が就労しておらず、かつ、保育利用希望がない又は希望時間が限定されている土曜日について、閉園又は開園時間の短縮をすることは認められるのでしょうか。また、保護者の理解を得るために、重要事項説明書やホームページ等にその旨を明記しても良いでしょうか。

土曜日も 11 時間開園することが基本ですが、園の都合ではなく、地域の実情に応じ、保護者の希望を確認した上で、土曜日について閉園又は開園時間の短縮をすることは差し支えないものと考えます。また、園の判断により、重要事項説明書やホームページ等に明記することも可能と考えます。ただし、土曜日であっても、11 時間開所のニーズが存在する場合には、適切に保育を実施できる体制を整えておくことが前提です。

② 子育て支援事業

子育て支援は、教育・保育の専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、地域の教育・保育に対するニーズに照らし、地域において実施することが必要なものを保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとします（条例第 11 条）。

子育て支援事業は以下のとおりです（法施行規則第 2 条）。

ア 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

➡ 「地域子育て支援拠点事業」

イ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

➡ 「乳児家庭全戸訪問事業」

ウ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

➡ 「一時預かり事業」

エ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

➡ 「ファミリーサポートセンター事業」

オ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

➡ 「利用者支援事業」

③ 掲示

i 幼保認可園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、「幼保連携型認定こども園」である旨を掲示しなければなりません（条例第 12 条）。

ii 何人も、幼保認可園でないものについて、「幼保連携型認定こども園」という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない（法第 31 条第 2 項）。

※ これに違反した時：30 万円以下の罰金（法第 39 条第 6 号）

iii 法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）に存する幼稚園（園名に「幼稚園」という文字を使用）の設置者は、幼稚園を廃止し、幼保認可園を設置する場合、学校教育法第 135 条第 1 項にかかわらず、名称に「幼稚園」という文字を用いることができます（法附則第 7 条）。

④ その他

運営上支障のない限り、園に社会教育に関する施設を附置し、又は園の施設を社会教育その他公共のために利用させることができます（法 26 条準用 学校教育法第 137 条準用）。

(4) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 教育・保育要領の遵守

幼保認こ園の設置者は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を遵守しなければなりません（法第 10 条第 3 項）。

□ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

法第 10 条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

② 教育・保育要領の基本的な考え方

教育・保育要領は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保認こ園として特に配慮すべき事項として、次の方針に基づき策定されたものです。

※ 平成 26 年 4 月 30 日付け府政共生第 351 号他通知

i 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- ア 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育・保育が基本とされていることを踏まえ、幼保認こ園においても環境を通して教育・保育を行うことを基本としたこと。
- イ 教育・保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の 5 つの領域から構成するものとしたこと。

ii 小学校教育との円滑な接続

- ア 幼保認こ園における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと。
- イ 園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと。

iii 幼保認こ園として特に配慮すべき事項

- ア 0 歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと。
- イ 園児の 1 日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮し、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、個々の状況に応じ、教育・保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。

ウ 教育・保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

(5) 食事

食事の提供については、以下の事項を遵守していただきます。

なお、調理業務を委託する場合や食事の外部搬入を行う場合においても、園児に対する食事の提供責任は園にありますので、「平成28年1月18日付け府子本第448号他通知」等も確認の上、適切に行う必要があります。

- ・ 幼保認こ園において、保育認定子どもへの給食は園内で調理する方法(条例第19条の場合を含む)により行わなければなりません(条例第24条第1項)。
- ・ 給食の献立は、できる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければなりません(同第2項)。
- ・ 給食は、食品の種類や調理方法について、栄養、身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければなりません(同第3項)。
- ・ 調理は予め作成された献立に従って行わなければなりません(同第4項)。
- ・ 園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければなりません(同第5項)。

弁当

保護者が希望する場合や園行事(例:園で「弁当の日」を設ける等)の際は、2号及び3号認定子どもについて弁当持参等の弾力的な取扱いも可能とされています。

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

(6) 保健・安全管理

① 学校保健計画

幼保認こ園は、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければなりません(法第27条 学校保健安全法第5条準用)。

② 環境衛生の維持

幼保認こ園の設置者は、学校環境衛生基準に照らして、園の環境維持に努めなければなりません(法第27条 学校保健安全法第6条第2項準用)。

また、園長は、学校環境衛生基準に照らし、園の環境衛生に関し適正を欠くものがある場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができない時は、設置者に対しその旨を申し出るものとします(同第3項準用)。

③ 園児の健康診断

幼保認こ園は、毎学年定期的に、園児の健康診断を行わなければなりません(法第27条 学校保健安全法第13条第1項準用)。

i 時期等

健康診断は入園時及び毎年度 2 回行う（うち 1 回は 6 月 30 日までにを行う）ことが原則です。ただし、疾病その他やむを得ない事由により期日までに受けることのできない時は、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものとします（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 5 条準用）。

□ 健診結果の活用

特定の年齢の乳児・幼児に対して、市町村の取組により、ii の検査項目等と同等の健康診断が行われ、その結果を幼保認こ園と共有し、園の教育・保育や園児の健康管理に活用できる場合は、この健康診断を園で行う健康診断とみなす取扱いも可能とされています。

※平成 26 年 7 月 2 日付け府政共生第 569 号他通知

ii 検査項目

健康診断における検査の項目は次のとおりです（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 6 条準用）。

- ・身長及び体重 ・栄養状態
- ・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- ・視力及び聴力 ・眼の疾病及び異常の有無 ・耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- ・歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ・心臓の疾病及び異常の有無
- ・尿 ・その他の疾病及び異常の有無

iii 健康診断票の作成

幼保認こ園は、健康診断を行った時は、園児の健康診断票（5 年間保存）を作成しなければなりません。

また、園児が転学した場合は、その園児の健康診断票を転学先の園長に送付しなければなりません（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 8 条第 1 項から第 4 項準用）。

iv 事後措置

幼保認こ園は、健康診断を行った時は、21 日以内に結果を園児・保護者に通知し、次の基準により、必要な措置をとらなければなりません（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 9 条準用）。

- ・疾病の予防処置を行うこと。
 - ・必要な医療を受けるよう指示すること。
 - ・必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 他（学校保健安全法施行規則第 9 条各号を参照）

④ 職員の健康診断

幼保認こ園の設置者は、毎学年定期的に、職員の健康診断を行わなければなりません（法第 27 条 学校保健安全法第 15 条第 1 項準用）

i 時期等

園の設置者が定める適切な時期に実施します（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 12 条準用）。

ii 検査項目

健康診断における検査の項目は、学校保健安全法施行規則第 13 条のとおりです（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 13 条準用）。

iii 健康診断票の作成

設置者は、健康診断を行った時は、職員健康診断票を作成しなければなりません（法施行規則第 27 条準用 学校保健安全法施行規則第 15 条第 1 項）。

また、職員健康診断票は 5 年間保存しなければなりません（同第 3 項）。

iv 事後措置

健康診断を行った医師は、健康に異常があると認めた職員に対して、検査結果を総合し、その職務内容及び勤務の強度を考慮し、指導区分を決定するものとされています（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 16 条第 1 項準用）。

また、設置者は、その医師が行った指導区分に基づき、所要の措置を講じなければなりません（同第 2 項準用）。

⑤ 出席停止・休業

i 園長は、感染症にかかっている、その疑いがある、又はかかる恐れのある園児がいる時は、政令で定めるところにより、出席を停止させることができます（法第 27 条 学校保健安全法第 19 条準用）。

- ・ 園長は出席を停止させようとする時は、その理由及び期間を明らかにして、保護者に指示をしなければなりません（法施行令第 7 条 学校保健安全法施行令第 6 条準用）。
- ・ 出席停止期間は、感染症の種類等に応じて、法施行規則第 27 条の規定により準用する学校保健安全法施行規則第 19 条で定める基準によることとなります。

罹患しやすい感染症の取扱い

以下の期間と定められていますが、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。

ア インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで。

イ 百日咳

特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ウ 麻疹

解熱した後 3 日を経過するまで。

エ 風しん

発しんが消失するまで。

<p>オ 水痘 すべての発しんが痂皮化するまで。</p>

ii 幼保認可園の設置者は、感染症の予防上必要がある時は、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができます（法第 27 条 学校保健安全法第 20 条準用）。

<p><input type="checkbox"/> インフルエンザ休業措置に係る調整 休業措置を行うべきか否か、また休業措置を行う場合の期間決定、インフルエンザ予防のための衛生指導や衛生管理は、保育の必要性のある子どもを受け入れる児童福祉施設であることを踏まえ、市町村、学校医等と十分に相談してください。 ※平成 28 年 11 月 30 日付け内閣府事務連絡</p>	
<p><input type="checkbox"/> 感染症等の発生した場合の対応 (参考：自治体向け FAQ【認定こども園】 No.31)</p>	
<p>幼保連携型認定こども園において感染症等が集団発生した場合、いわゆる臨時に学級閉鎖や休業しなければならないのでしょうか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第 27 条により学校保健安全法第 20 条が準用されていますので、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされています。その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれます。これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行うとした場合の期間等の決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含む感染症予防に必要な措置については、自治体関係部署、学校医及び学校薬剤師等と十分相談してください。</p>

- ⑥ 保健所への連絡
幼保認可園の設置者は、健康診断を行おうとする場合、出席停止を行った場合及び学校の休業を行った場合は、保健所に連絡を行うものとします（・法第 27 条 学校保健安全法第 18 条準用 ・法施行令第 7 条 学校保健安全法施行令第 5 条準用）。
- ⑦ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
幼保認可園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとします(法第 27 条 学校保健安全法第 23 条第 1 項、2 項準用)

□ 職務執行の準則（法施行規則第 27 条）

- ・ 学校医の職務執行の準則 学校保健安全法施行規則第 22 条参照
- ・ 学校歯科医の職務執行の準則 学校保健安全法施行規則第 23 条参照
- ・ 学校歯科医の職務執行の準則 学校保健安全法施行規則第 24 条参照

⑧ 学校安全に関する設置者の責務

幼保認こ園の設置者は、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止するほか、事故等により園児に危険又は危害が生じた場合において適切に対処できるよう、園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします（法第 27 条 学校保健安全法第 26 条準用）。

□ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のガイドライン

（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号他通知）

- ・ 重大事故が発生しやすい場面毎の注意事項や、事故が発生した場合の対応などがガイドラインとしてまとめられています。
- ・ 園長はガイドラインを職員に周知徹底する等して、安全管理に努めてください。

⑨ 学校安全計画の策定等

i 幼保認こ園においては、園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければなりません（法第 27 条 学校保健安全法第 27 条準用）。

ii i の安全点検は、毎学期 1 回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければなりません（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 25 条第 1 項準用）。

⑩ 学校環境の安全の確保

園長は、園の施設又は設備について、園児の安全確保を図る上で支障となる事項がある時は、遅滞なく改善を図るために必要な措置を講じ、又はこれが出来ない時は、設置者に対してその旨を申し出るものとします（法第 27 条 学校保健安全法第 28 条準用）。

⑪ 危険等発生時対処要領の作成等

i 幼保認こ園においては、園の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（以下「危険等発生時対処要領」）を作成するものとします（法第 27 条 学校保健安全法第 29 条第 1 項準用）。

ii 園長は、危険等発生時対処要領の職員への周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとします（同第 2 項準用）。

(7) 運営状況に関する評価等

幼保認こ園の設置者は、教育・保育及び子育て支援事業（以下「教育・び保育等」）の状況等について評価を行い、その結果に基づき運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（法第 23 条）。

① 自己評価

設置者は、教育及び保育等の状況等について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとします（法施行規則第 23 条第 1 項）。

この評価を行うに際しては、設置者は実情に応じて適切な項目を設定して行うものとします（同第 2 項）。

② 学校関係者評価

設置者は、保護者その他の園の関係者（職員を除く）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとします（法施行規則第 24 条）。

③ 外部評価

設置者は、教育・保育等の状況等について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとします（法施行規則第 25 条）。

(8) 運営状況に関する情報の提供

幼保認こ園の設置者は、保護者や地域住民等の理解を深め、これらの者との連携・協力の推進に資するため、教育・保育等の状況等に関する情報を積極的に提供するものとします（法第 24 条）。

(9) 業務管理体制の整備

① 責務

幼保認こ園の設置者は、法令遵守等の業務管理体制を整備しなければなりません（子ども・子育て支援法第 55 条第 1 項）。

② 届出先

園の設置者は、業務管理体制の整備に関する事項を、以下の区分に応ずる届出先に届け出なければなりません（同第 2 項）。

なお、届出事項に変更があった時は、遅滞なく変更の届け出をしなくてはなりません（同第 3 項）。

また、区分の変更により届出先が変更した場合は、変更前及び変更後の届出先に所定の事項を届け出なければなりません（同第 4 項）。

届出先	区分
市町村長	設置者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が 1 の市町村内に所在する場合
都道府県知事	届出先が市町村長及び内閣総理大臣以外の場合

内閣総理大臣	設置者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合
--------	---

③ 届出事項

園の設置者は、②の区分に応じて、以下の事項を届け出なければなりません（子ども・子育て支援法施行規則第46条第1項）。

なお、届出に関する様式は平成27年8月10日付け内閣府事務連絡を御参照願います。

届出事項	対象となる設置者
事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての設置者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	確認を受けた施設又は事業所の数が20以上の設置者
業務執行の状況の監査の方法の概要	確認を受けた施設又は事業所の数が100以上の設置者

(10) 事故の報告等

幼保認こ園において、以下の重大事故が発生した時は、様式（P26）により市町村担当課宛て報告しなければなりません（H27.2.16 府政共生 96 号他通知）。

なお、報告の第1報は原則事故発生当日とし、第2報は原則1か月以内が目安となります。

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上の負傷や重篤な事故等

(11) その他

① 履修困難な教科への配慮

園児が心身の状況により履修困難な各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育)は、心身の状況に適合するように課さなければなりません（条例第13条）。

② 基準と幼保認こ園

幼保認こ園は、条例で定める基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければなりません（条例第14条第1項）。

また、条例で定める基準を超える園は、この基準を理由に、その学級の編制、職員、設備又は運営の水準を低下させてはなりません（条例第14条第2項）。

③ 一般原則

i 幼保認こ園は、園児の人権に十分配慮し、個々の人格を尊重して、その運営を行わなければなりません（条例第15条第1項）。

ii 地域社会との交流及び連携を図り、保護者や地域社会に対し、その運営の内容を適切

に説明するよう努めなければなりません（同第 2 項）。

iii 園の目的を達成のために必要な設備を設けなければなりません（同第 3 項）。

④ 非常災害対策

i 幼保認可園は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領において、地域の環境や園児の特性等を踏まえた安全確保体制及び避難方法等を具体的に定めなければなりません（条例第 16 条第 1 項）。

ii 安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報や関係機関との連携、園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければなりません（同第 2 項）。

iii 消火用具、非常口その他の必要な設備を設け、常に注意をし、訓練するよう努めなければなりません（同第 3 項）。

iv iiiの訓練のうち避難、消火の訓練は、毎月 1 回以上行わなければなりません（同第 4 項）。

v 安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければなりません（同 5 項）。

⑤ 職員の知識及び技能の向上等

職員は、常に自己研鑽さんに励み、園の目的を達成するために必要な知識等の修得、維持及び向上に努めなければなりません（条例第 17 条第 1 項）。

また、幼保認可園も、職員への研修の機会を確保しなければなりません（同 2 項）。

⑥ 園児を平等に取り扱う原則

園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはなりません（条例第 20 条）。

⑦ 虐待等の禁止

職員は、園児に対し、児童福祉法 33 条の 10 各号に掲げる行為や、その他心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません（条例第 21 条）。

⑧ 懲戒に係る権限の濫用禁止

園長は、児童福祉法第 47 条第 3 項により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとる時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなりません（条例第 22 条）。

⑨ 人権の擁護等に関する措置

幼保認可園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置やその他必要な体制整備を行い、職員への研修の実施やその他必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（条例第 23 条）。

⑩ 秘密保持等

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児やその家族の秘密を漏らしてはなりません（条例第 25 条第 1 項）。

また、幼保認可園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません（同第 2 項）。

⑪ 苦情への対応

i 幼保認可園は、保護者等からの苦情に迅速・適切に対応するため、受付窓口を設置する他必要な措置を講じなければなりません（条例第 26 条第 1 項）。

ii 県又は市町村から指導・助言を受けた場合は、その指導・助言に従って必要な改善を行わなければなりません（同第 2 項）。

iii 社会福祉法第 83 条の運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の調査にできる限り協力しなければなりません（同第 3 項）。

⑫ 保護者との連絡

園長は、保護者と常に密接に連絡をとり、教育・保育の内容等について、理解・協力を得るよう努めなければなりません（条例第 28 条）。

3 その他

(1) 園則

園則は次に掲げる事項を記載しなければなりません（法施行規則第 16 条）。

なお、幼保認可園は、運営規程（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 20 条）も定めなければならないため、県は、園則と運営規程を統合した園則兼運営規程の作成例（P28）を示していますので御参照願います。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項

- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

(2) 備付表簿等

① 備付表簿

幼保認こ園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりです（法施行規則第 26 条 学校教育法施行規則第 28 条準用）。なお、これらの表簿は別に定めがあるもの以外は 5 年間保存しなければなりません（同第 29 条準用）

- ・ 学校に関係のある法令
- ・ 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ・ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- ・ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ・ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ・ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ・ 往復文書処理簿

② 指導要録

i 園長は、園児の指導要録（法施行令第 8 条の園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本）を作成しなければなりません（法施行規則第 30 条第 1 項）。

- 指導要録の様式等
 指導要録の様式は参考例（P32）をもとに、各設置者等において創意工夫の下作成することとされています。
 ※平成 27 年 1 月 27 日付け府政共生第 73 号他通知

ii 園長は、園児が進学した場合は、指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければなりません（同第 2 項）。

iii 園長は、園児が転園した場合は、指導要録の写しを作成し、その写しを転園先の長に送付しなければなりません（同第 3 項）。

iv 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録は、その保存期間は 20 年間です（同第 4 項）。

v 幼保認こ園廃止後に都道府県等が指導要録を保存する場合は、20 年間から園において保存していた期間を控除した期間を保存することとなります（同第 5 項）。

- 幼保認こ園廃止後の書類の保存
 幼保認こ園が廃止された時の書類の保存先（法施行令第 8 条）

- | | | |
|-----|------------------|---------------|
| i | 地方公共団体が設置 | 当該地方公共団体の長が保存 |
| ii | i以外の者（宇都宮市除く）が設置 | 栃木県知事が保存 |
| iii | i以外の者（宇都宮市）が設置 | 宇都宮市長が保存 |

(3) 公定価格

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」等を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

施設型給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担）」を控除した額となります。

$$\text{施設型給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担（額）}$$

給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。（利用者負担は施設が利用者から徴収します）。

① 特定負担額（上乘せ徴収）

幼保認こ園は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、この費用見込額と公定価格により得られる額との差額に相当する額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができます（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第3項）。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 特定負担額の例
<ul style="list-style-type: none"> ・教員配置の充実 ・高処遇を通じた教員の確保 ・設備更新の前倒し ・平均的な水準を超えた施設整備 など |
|--|

② 実費徴収

幼保認こ園は、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の支払を支給認定保護者から受けることができます（同4項）。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 実費徴収
<ul style="list-style-type: none"> ・教材・学用品・制服・アルバム等 ・特別行事、園外活動等 ・1号子どもの給食（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる）、2号子どもの主食 ・スクールバス（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる） ・その他（PTA等） |
|---|

③ 手続き

幼保認こ園は、①及び②の支払を求める際は、あらかじめ、特定負担額等の使途、額及び支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければなりません（ただし、実費徴収は文書同意不要）（同6項）。

④ その他（よくあるお問い合わせ）

（参考：自治体向け FAQ【利用者負担額】）

<p>「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。</p>	<p>入園受入準備費とは、内定から入園までの準備などの費用を想定しています。例えば、入学手続き関係の書類や、学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備、入学辞退者が出た場合の再募集・手続き等に係る経費などを想定しています。</p>
<p>入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収をすることは認められますか。</p>	<p>市町村が利用調整を行う保育認定（2号・3号）の子どもについては、入園に係る事務手続きに要する費用について、実費徴収をすることは想定していません。</p>
<p>上乘せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。</p>	<p>特定負担額の徴収（上乘せ徴収）を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収（上乘せ徴収）を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。</p>
<p>上乘せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求めることができる金額の上限はありますか。</p>	<p>具体的な上限額の基準はなく、上乘せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や（文書による）同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求めることができます。</p>
<p>1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。</p>	<p>通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。</p>

【 I - 2 - (10) 事故の報告等：様式】

事故報告日				報告回数				
認可・認可外				施設・事業種別				
自治体名				施設名				
所在地				開設(認可)年月日				
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名				
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²
		m ²		m ²		m ²		m ²
発生時の体制		名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士
異年齢構成 の場合の内 訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯				
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日	平成29年	1月		
子どもの性別				事故誘因				
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況				
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】							
	【病状】							
	【既往症】				病院名			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)								
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)								
当該事故に特徴的な事項								
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)								

- ※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
- ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的内容を記載】		
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的内容記載欄)		
	事故予防に関する研修		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	職員配置		(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項				
	改善策【必須】				
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	遊具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	玩具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項				
	改善策【必須】				
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況				
	その他考えられる要因・分析、特記事項				
	改善策【必須】				
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士・保育従事者、職員の状況)	対象児の動き		(具体的内容記載欄)		
	担当職員の動き		(具体的内容記載欄)		
	他の職員の動き		(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項				
	改善策【必須】				
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項				
	改善策【必須】				
【所管自治体必須記載欄】					
事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。					

《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業について
 - ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email: kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園の教育活動中の事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)
- その他、幼稚園通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課 (FAX: 03-3595-2674 Email: hoikuansen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
 - ・消費者庁消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email: syouhisya.anzen@caa.go.jp)

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休園日)

第10条 この認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日まで
- (4) 土曜日（保育を必要とする園児以外の園児に限る。）
- (5) 夏期休業 ○月○日から○月○日まで（同上）
- (6) 冬期休業 ○月○日から○月○日まで（同上）
- (7) 春期休業 ○月○日から○月○日まで（同上）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。

3 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)

第11条 この認定こども園の教育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

- (1) 始業時間 午前○時
- (2) 終業時間 午後○時

2 この認定こども園の平日及び土曜日における保育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(保育標準時間・平日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(保育短時間・平日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(保育標準時間・土曜日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(保育短時間・土曜日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(開園時間)

第12条 この認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。

(平日)

- (1) 開園時間 午前○時○分
- (2) 閉園時間 午後○時○分

(土曜日)

- (1) 開園時間 午前○時○分
- (2) 閉園時間 午後○時○分

(職員組織)

第13条 この認定こども園には、次の職員を置く。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 〇名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 教頭 〇名

教頭は、園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

(4) 主幹保育教諭 〇名

園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

(5) 指導保育教諭 〇名

園児の保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(6) 保育教諭 〇名（又は、「配置基準以上の人員」）

園児の保育をつかさどる。

(7) 主幹養護教諭 〇名

園児の養護をつかさどり、並びに養護教諭に対して、必要な指導及び助言を行う。

(8) 養護教諭 〇名

園児の怪我等の応急処置を行い、健康診断等を通して、園児の心身の健康をつかさどる。

(9) 園医 〇名

健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(10) 園歯科医 〇名

健康相談、保健指導、健康診断（歯の検査）等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(11) 園薬剤師 〇名

環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(12) 調理員 〇名

給食、おやつ等の調理を行う。

(13) 事務職員 〇名

園の事務を行う。

(14) 運転手 〇名

園児の送迎等を行うバス等の運転を行う。

(入園)

第14条 この認定こども園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。ただし、保育を必要とする子どもについては、事前に居住する市町村の利用調整を受けるものとする。

2 1号認定こどもについては、入園希望者が利用定員を上回る場合は、この認定こども園の建学の精神に基づき選考を行う。

(休園・退園)

第15条 休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(卒園)

第16条 この認定こども園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

(利用者負担額等)

第18条 この認定こども園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 この認定こども園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乗せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

特定負担額（上乗せ徴収）	負担額	納付時期
(例示) 施設整備費や施設維持費	〇〇〇円（年額）	〇〇〇〇
〇〇〇〇利用のため	〇〇〇円（月額）	〇〇〇〇

3 この認定こども園は、前2項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。

(緊急時対応)

第19条 この認定こども園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。
- (2) 園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第20条 園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待防止)

第21条 この認定こども園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(細則)

第22条 この園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。

【 I - 3 - (2) - ②指導要録：様式（参考例）】

幼保連携型認定こども園園児指導要録（学籍等に関する記録）

園児	ふりがな氏名	平成 年 月 日 日生	性別	保護者 ふりがな氏名	現住所	園名及び所在地	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
							歳	か月	歳	か月	歳	か月	歳	か月
入園・転入園	平成 年 月 日	入園前の状況												
転・退園	平成 年 月 日	進学・就学先等												
修了	平成 年 月 日													
年度及び入園・転入園・進級時の園児の年齢	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
学級														
整理番号														
園長氏名印														
担当・学級担任者氏名印														

幼保連携型認定こども園園児指導要録（指導等に関する記録）

ふりがな 氏名 性別	平成年度 平成 年度 年度 年度 平成年月日 平成年月日 平成年月日	養護 園児の健康状態等	平成年度 平成 年度 年度 年度	平成年度 平成 年度 年度 年度	平成年度 平成 年度 年度 年度	平成年度 平成 年度 年度 年度	平成年度 平成 年度 年度 年度	平成年度 平成 年度 年度 年度
園児の育ちに関わる事項								
健康	ねらい (発達を捉える視点)	明らかに伸びと行動し、充実感を味わう。自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。						
人間関係								
環境	指導の重点等	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 身近な環境に自分からかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。						
言葉								
表現	指導上参考となる事項	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。						
出欠状況								

II 幼保連携型認定こども園に関する申請、届出等

幼保認可園の設置・廃止等の申請、又は運営等の変更があった場合の届出等については、概ね以下のとおりです。

具体的な事務を行う上で御不明な点がある場合は、所轄庁にお問い合わせください。

1 設置の認可申請・届出

幼保認可園の設置についての認可申請又は届出は、所轄庁に対して、以下の事項を記載した書類及び条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えて行うこととなります（法施行規則第15条第1項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 名称 ・ 所在地 ・ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・ 園則 ・ 経費の見積り及び維持方法 ・ 開設の時期 |
|--|

※ 宇都宮市内に幼保認可園を設置する場合の手続、必要書類等については、宇都宮市に御確認願います。

2 変更に関する届出

(1) 変更届

幼保認可園の設置者は、以下の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所轄庁に届出なければなりません（届出前に所轄庁との協議をお願いします）。

法第29条第1項	法施行規則第15条第2項
ア 法人の名称、住所及び法人代表者の氏名	ケ 目的
イ <u>園の名称及び所在地</u> ※	コ <u>園の名称</u> ※
ウ 認可定員（保育を必要とする子ども）	サ <u>園の所在地</u> ※
※ 0～2歳の認可定員	シ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
※ 満3歳以上の認可定員	ス 園則
エ 認可定員（保育を必要とする子ども以外）	セ 経費の見積り及び維持方法
※ 満3歳以上の認可定員	
オ 園長	
カ 教育又は保育の目標及び主な内容	
キ 子育て支援事業の実施内容	
ク 教育及び保育等の概要	

※ 下線部は重複していますので、いずれか一方の届出を行ってください。

(2) 園長採用届

幼保認可園の設置者（私立に限る）は、園長を定め、所轄庁に届け出なければなりません（法第 26 条 学校教育法第 10 条準用）。

3 園の廃止申請又は休止申請・届出

幼保認可園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、以下の事項を記載した書類を添えて行うこととなります（法施行規則第 17 条）。

- ・ 廃止又は休止の理由
- ・ 園児の処置方法
- ・ 廃止の期日又は休止の予定期間
- ・ 財産の処分（休止の場合は除く）

4 設置者変更の認可申請・届出

幼保認可園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、新旧設置者が連署して、以下の事項（変更前及び変更後のもの）、設置者変更の理由及びその時期を記載した書類を添えて行うこととなります（法施行規則第 18 条）。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ・ 園則
- ・ 経費の見積り及び維持方法

5 運営状況報告

幼保認可園の設置者は、毎年、その運営の状況を所轄庁に報告しなければなりません（法第 30 条第 1 項）。実務上は、県から設置者に対して、毎年 5 月中旬頃までに報告を求めるとしています。

また、所轄庁は、園の適正な運営を確保するために必要がある時は、その設置者に対し、園の運営に関し必要な報告を求められます（同第 2 項）。

Ⅲ 各種様式

	頁
1 設置の認可申請・届出【記載例】	
① 幼保連携型認定こども園設置認可申請書	37
2 変更に関する届出【記載例】	
① 幼保連携型認定こども園変更届（法第 29 条第 1 項）	
ア 法人の名称、住所及び法人代表者の氏名	48
イ 園の名称及び所在地	49
ウ 認可定員（保育を必要とする子ども）	
※ 0～2歳の認可定員、満三歳以上の認可定員	50
エ 認可定員（保育を必要とする子ども以外）	
※ 満3歳以上の認可定員	51
オ 園長	52
カ 教育又は保育の目標及び主な内容	56
キ 子育て支援事業の事業内容	57
ク 教育及び保育等の概要	58
② 幼保連携型認定こども園変更届（法施行規則第 15 条第 2 項）	
ケ 目的	59
コ 園の名称	60
サ 園の所在地	61
シ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	62
ス 園則	66
セ 経費の見積り及び維持方法	67
3 園の廃止申請又は休止申請・届出	
① 幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書	69
4 設置者変更の認可申請・届出	
① 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書	70

【別紙】〔幼保連携型認定こども園用〕

④ 認可定員は、市町と協議が整った「1、2、3号子どもの認可定員」を記入してください。
 ※市町が確認する「利用定員」ではありません。

1 教育・保育する子どもの数

	保育を必要とする子ども						保育を必要とする子ども以外の子ども			合計
	3号認定			2号認定			1号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児※	4歳児	5歳児	
認可定員	15	15	15	30	30	30	15	15	15	180
開園時人数 (見込み)	13	15	12	27	29	30	13	14	11	164

※満3歳児を含む。

1号の満3歳児はここに含めてください。

⑤ 合計数を合わせてください。

2 学級編制

	学級数	学級名	人数	担任名	副担任名	副担任名
満3歳児	1	ひよこ組	10	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
3歳児	2	さくら組	15	〇〇〇〇		
		ひまわり組	15	〇〇〇〇		
4歳児	2	りす組	21	〇〇〇〇		
		ひつじ組	22	〇〇〇〇		
5歳児	2	ほし組	20	〇〇〇〇		
		そら組	21	〇〇〇〇		
合計	6		124			

⑥ 1、2号認定の満3歳児を学級編成する場合に記入してください。
 3号認定の子どもを2歳児クラスで保育する場合は、記入する必要はありません。

3 職員配置及び資格

職名	氏名	年齢	職務内容 (担当クラス)	資格情報		勤務形態 (勤務時間)
				幼稚園教諭	保育士	
				免許状の種類 記号番号	登録番号 登録年月日	
園長	〇〇〇〇	60	園務全般	幼稚園教諭1級普通 昭46幼一普第137号	栃木県-03456 昭46.3.31	常勤 (別紙シフト表の

						とおり)
副園長	〇〇〇〇	50	園長の補佐	幼稚園教諭2級普通 昭54幼二普第582号	栃木県-03456 昭54.3.31	常勤 (別紙シフト表の とおり)
主幹保育教諭	〇〇〇〇	40	子育て支援	幼稚園教諭2級普通 昭60幼二普第111号	栃木県-001234 平2.11.29	常勤 (別紙シフト表の とおり)
保育教諭 (みなし)	〇〇〇〇			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>⑦ 園が雇用している職員については、全員記載してください。(嘱託医等を含む。) 幼稚園教諭又は保育士の資格しか有していない職員も「保育教諭 (みなし)」と記入してください。</p> </div>		常勤 ～16:00
事務員	〇〇〇〇	50	事務全般			常勤 8:30～17:30
調理員	〇〇〇〇	40	給食調理			常勤 8:30～16:00
調理員	〇〇〇〇	40	給食調理			常勤 8:30～16:00
園医	〇〇〇〇	60	内科検診等			非常勤
園歯科医	〇〇〇〇	50	歯科検診等			非常勤
園薬剤師	〇〇〇〇	55	環境衛生検査等			非常勤

- ※1 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、保育教諭、事務員、嘱託医、調理員その他の職員について記載してください。
- ※2 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、保育教諭、その他保育従事者については、幼稚園の教員免許状及び保育士登録証の写しを添付してください。
- ※3 園長のみ履歴書を添付してください。

4 施設設備

種 別	建物の構造	室 名	室 数 (箇所数)	面 積 (㎡)		備 考
1 園舎	鉄筋コンクリート造	職員室	1	50	00	
		乳児室	1	20	00	
		ほふく室	1	20	00	
		保育室	6	300	00	
		遊戯室	1	120	00	

⑧ 認定こども園を構成する建物は、全て記入してください。「室名」は、例示のものを記載してください。廊下等は、「その他」としてまとめて面積を記入してください。

2 園舎	鉄骨造	保健室	1	20	00
		調理室	1	50	00
		園児用便所	6	120	00
		職員用便所	2	40	00
		飲料水用設備	6		
		手洗用設備	6		
		足洗用設備	3		
		廊下・その他		200	00
		小 計		740	00
		保育室	1	40	00
		子育て支援室	1	40	00
		一時預かり室	1	40	00
		園児用便所	1	20	00
		事務室	1	30	00
		飲料水用設備	4		
		3 倉庫	木造	小 計	
倉庫	1	150		00	
小 計	1	150		00	
		合計		1,060	00
園 庭				850	00

⑨ テラス、ピロティなど床面積と
ならない部分は記入しません。

※位置図（案内図）、園全体の配置図（園庭の位置と面積を明示してください。）、平面図、立面図及び登記事項証明書（土地、建物）を添付してください。

5 園具及び教具

園具及び教具の 及び名称	種類	設置場所	個数又は数量	備 考
【園具】				
すべり台		園庭	2 個	
ジャングルジム		〃	1 個	
砂 場		〃	1 個	
簡易プール		〃	1 個	夏季のみ設置
【教具】				
黒 板		保育室	6 個	各学級に設置
跳び箱		遊戯室	1 セット	

マット	遊戯室	4枚	
スライドセット	保育室	1セット	
テレビ	保育室	8個	各保育室に設置

※園具、教具については、主なものを記載してください。

6 給食の実施

給食供給方法	0～2歳児	自園調理（調理員雇用） ・ <u>自園調理（委託）</u>
	3歳児以上	自園調理（調理員雇用） ・ 自園調理（委託） <u>・ 外部搬入</u>
	【外部搬入する場合における加熱・保存等の調理の機能を有する設備の設置状況】 調理室の冷蔵庫、ガスレンジ、電子レンジ等を使用する。	
調理を行う者等の健康状況の把握	【健康診断及び検便の実施状況】 健康診断を年1回、検便を毎月実施する。	
指導栄養士	【氏名】 ○○○○ 【所属】（株）○○給食センター 宇都宮市埴田1-1-20	
食物アレルギー等への対応	保護者から報告を受けて、個々の園児のアレルギー等に対応した給食を提供する。	
食育に関する計画の内容	当園で栽培し園児が収穫した野菜や、地元で採れた野菜を食材に取り入れ、食材と給食との関係に関心を持たせる食育を行う。	
外部搬入をする場合は、業者名及び適切な給食の提供ができる理由	【業者名】 （株）○○給食センター 【給食の適切な提供ができる理由】 当該事業者は、当園において長きに渡り給食納入の実績があり、これまでに食中毒等の衛生上の問題もなく、アレルギー対策等にも適切に対応しているため。	

※給食の供給方法については、該当する方法を○で囲んでください。

7 教育及び保育の内容

認定こども園として配慮すべき事項	子どもの発達の連続性や施設の利用時間や日数が異なることを踏まえて、以下の点に配慮して運営する。 ・○○○○○○○ ・○○○○○○○			
教育及び保育の全体的な計画	別添のとおり（年齢別の年間計画書を添付してください。）			
環境の構成における留意事項	0歳から就学前の子どもがいることや、利用時間が異なる子どもがいることを踏まえて、以下の点に留意して環境を構成する。 ・○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○			
日々の教育及び保育の指導における留意事項	認定こども園の固有の事情を踏まえ、以下の事項に留意して日々の教育及び保育を行う。 ・○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○			
小学校との連携の内容	地区内の幼保小連絡会議に参加して情報交換に努めているとともに、小学校に指導要録を送付する。			
園児の一日の活動内容	時間	教育標準時間利用児	保育短時間利用児	保育標準時間利用児
	7:30			登園
	8:00		登園	
	9:00	登園	自由活動	
	9:30	朝の挨拶 学級活動（3歳以上児） 給食 片付け		
	13:30	降園		午睡 おやつ 自由活動
	15:00		園	自由活動

⑩ 主な一日の活動内容を記入してください。保育短時間、保育標準時間がありますので、注意してください。

	19:00			降 園
	19:30			

8 保育教諭等職員の資質向上に向けた取組等

職員の研修計画	別添のとおり（研修計画書を添付してください。）
資質向上に当たっての留意事項	勤務体制の組立てに工夫をし、研修を受ける機会を確保するとともに、職員間の協力体制をつくり、子どもの理解を深めるために情報交換を随時行う。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>⑪ 市町から、委託等を受ける「地域子ども・子育て支援事業」について記入してください。 ※（子育てランド事業、わんぱく保育も子育て支援事業の対象となります。）</p> </div>

9 子育て支援事業

事業名	事業の内容及び実施場所	実施日及び実施時間	利用料等	担当職員名	
子育て支援事業の実施状況	未就園児親子教室事業	○事業の内容 未就園児及びその保護者の集いの場を設定し、子育て講座の開催や保護者同士の交流を図るとともに、保護者からの相談に応じて子育てに関する情報提供や助言を行う。 ○実施場所 子育て支援室又は遊戯室等	○実施日 毎週火曜日 ○実施時間 10:00～11:30	無料	〇〇〇〇
	子育て相談事業	○事業の内容 保護者からの乳幼児の養育に関する相談に応じて、子育てに関する情報提供や助言を行う。 ○実施場所 子育て支援室	○実施日 毎週火曜日及び木曜日 ○実施時間 10:30～12:00	無料	〇〇〇〇 〇〇〇〇

一時預かり事業	○事業の内容 保護者の事情により、家庭において一時的に養育を行うことが困難となった <u>地域</u> の子どもを一時的に預かり保育をする。 ○実施場所 一時預り室	○実施日 開園日 ○実施時間 開園時間内	1時間 ○○○円	○○○○
市町村との連携状況	平成○○年○月○日、○○市・町○○課と協議調整した結果、上記事業を実施。また、市の広報誌等に子育て支援事業の概要を掲載し、地域住民に周知を図る予定。			

⑫ 申請時点の市町村との協議状況を記入してください。

10 管理運営等

設置者の状況	経営するための経済的基礎の状況	園舎、園地は自己所有であり、園を経営するための経済的基礎を有する。(予算書等を別途添付してください。)		
	これまでの施設の運営状況	園の運営に関して、これまで監督庁より改善命令等は受けたことはない。		
一体的な管理運営の状況	0～2歳児の担当保育士と3～5歳児の担当保育教諭との全職員会議や、園内研修を一緒に実施する。			
開園時間及び保育時間	平日	開園時間	7:30～19:30	
		保育時間 (教育標準時間)	9:30～13:30	
		” (保育標準時間)	8:00～19:00	
土曜日	開園時間	7:30～19:30		
	保育時間 (保育標準時間)	8:00～19:00		
日曜日 祝日	休園			
休園日	○保育を必要とする子ども以外の子ども 土・日曜日、国民の祝日、夏季休業 (7月21日～8月31日)、冬季休業 (12月23日～1月7日)、春季休業 (3月23日～4月7日) ○保育を必要とする子ども 日曜日、国民の祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)			
利用料	保育料	居住地の市町村が定める額		

⑬ 土曜日も保育標準時間について、11時間を記入してください。

⑭ 保育を必要とする子どもの休園日は、原則として、例示した日となります。

	<p>上乗せ 徴収料等</p> <p>施設維持費 年額6,000円、入園料（職員研修会参加費※）20,000円 ※入園料を上乗せ徴収とする場合は、入園料の使用目的を記入してください。</p>
情報開示の状況	<p>【開示の方法】 園の掲示板に掲示するとともに、園のホームページに掲載する。</p> <p>【開示の内容】 保育を必要とする子ども及び保育を必要とする子ども以外の子どもの受入れ定員、利用料、開園時間及び保育時間、施設の概要、教育保育の特色、入園の選考方法等。</p> <p>⑮ 上乗せ徴収は、原則として、教育・保育の質の向上に必要な費用であり、通常必要される経費（園バス代や給食費等の実費徴収）は含みません。</p>
入園する子どもの選考方法等	<p>【選考方法（保育を必要とする子ども以外の子ども）】 保育を必要とする子ども以外の子どもの選考については、〇〇〇〇〇〇の方法により実施する。</p> <p>【障害児その他の特別な配慮が必要な子どもに対する配慮】 障害を持つ子どもの選考に当たっては、特別な配慮が必要な子どもについて、優先的な入園を配慮する。</p>
子どもの健康及び安全対策について	<p>【健康診断の実施】 入園時及び年2回（1回目は6月30日まで）、学校保健安全法に定められた項目に沿った健康診断を実施する。</p> <p>【防災体制】 地震等の自然災害に備えた避難計画及び消防計画を策定し、少なくとも月1回以上避難訓練を実施する。</p> <p>【防犯体制】 門の施錠や防犯カメラの設置を行うとともに、防犯講習会や協議会に参加し警察署や地域住民と連携して防犯体制の強化を図る。</p> <p>【加入する保険等】 日本スポーツ振興センター災害共済等</p>
自己評価について（義務）	<p>【評価の実施方法】 職員全員参加の評価会議等により、予め設定した目標や計画に照らした自己評価を行う。</p> <p>【結果公表の方法】 保護者に対して結果を説明するとともに、園のホームページ上で公表する。</p>
外部評価について（努力義務）	<p>【評価の実施方法】 外部評価機関に3年に1度評価を依頼し、その結果を園の運営に直ちに反映させる。</p> <p>【結果公表の方法】 保護者に対して結果を説明するとともに、園のホームページ上で公表する。</p>

苦情窓口について	<p>【苦情処理の担当者名】 主幹保育教諭 ○○○○</p> <p>【苦情処理の対応方針】 苦情については、園長に報告の上、園として迅速に対応するとともに、その結果を保護者に連絡する。</p>
----------	--

1 1 適格事項

	申請者は、下記のいずれの規定にも該当しません。	はい・いいえ
1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項第1号に係る規定（申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。）	
2	法第17条第2項第2号に係る規定（申請者が、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。）	
3	法第17条第2項第3号に係る規定（申請者が、法第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。）	
4	法第17条第2項第4号に係る規定（申請者が、法第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に幼保連携型認定こども園の廃止をした者で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。）	
5	法第17条第2項第5号に係る規定（申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に幼保連携型認定こども園の廃止をした者で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。）	
6	法第17条第2項第6号に係る規定（申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。）	
7	<p>法第17条第2項第7号に係る規定（申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 1、2又は6に該当する者</p> <p>ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの。</p> <p>ニ 4に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園において、4の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの。）</p>	

認定こども園認可・認定申請提出書類一覧

No.	提出書類	備 考
1	申請書	
2	申請書別紙	
3	履歴書	認定こども園の園長のみ提出
4	資格証	幼稚園教諭（免許更新の証明等含む）・保育士の資格証書
5	保育士・幼稚園教諭のシフト表	県様式により作成
6	位置図	住宅地図等活用可
7	施設配置図、求積図	園庭（屋外遊戯場）の位置及び面積が確認できること
8	建物平面図	「5歳児保育室〇〇.〇〇㎡」のように、室名と部屋ごとの面積が確認できること
9	建物立面図	園舎の外観の図面（各側面から見た図面）
10	登記事項証明書	土地、建物（写しでも可）
11	公図	法務局備え付け地図
12	給食委託契約書の写し	委託による自園調理や外部搬入の場合
13	献立表	開園予定月の献立表（土曜日も含む）
14	教育保育計画	年齢別の教育・保育計画書等
15	園児の選考方法	申請書別紙に記載しない場合に添付
16	保育教諭等の研修計画	保育教諭等の研修への参加計画等
17	法人議事録	認定こども園になることの審議記録
18	園則	※幼保連携型認定こども園のみ
19	経費の見積り及び維持方法	園の開園予定年度の収支予算書及び資金計画書等
20	宣誓書	※幼保連携型認定こども園のみ（学校教育法第9条）
	<p>i 2部提出（正本・副本）</p> <p>ii 申請書及び申請書別紙の記載事項が認定基準に適合していることを確認できる書類を添付していただくため主な添付書類を示しています。</p> <p>iii その他必要な書類を添付していただくことがありますので御承知おきください。</p>	

【Ⅲ－２－（１）－ア：法人の名称、住所及び法人代表者の氏名の変更】

※法人代表者の氏名の変更例

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	代表者の氏名の変更	山田太郎	山田次郎	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・により、理事長を交代するため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－イ：園の名称及び所在地の変更】

※園の名称の変更例

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	園の名称の変更	とちぎ認定こども園	とちまる認定こども園	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・により、園の名称を変更するため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－ウ：認可定員（保育を必要とする子ども）の変更】

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	保育を必要とする子どもの 認可定員の変更	満 3 歳未満 10 人 満 3 才以上 20 人	満 3 歳未満 6 人 満 3 才以上 変更なし	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	利用者の減少により実態に合わせるため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園地及び園舎の配置図並びに園舎の平面図（定員増の場合のみ）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 満 3 歳未満・満 3 歳以上の定員に区分して届出を行うこと。
- ・ 2 部提出のこと（受理した後、1 部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－エ：認可定員（保育を必要とする子ども以外）の変更】

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	保育を必要とする子ども以外 の認可定員の変更	105 人	90 人	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	利用者の減少により実態に合わせるため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園地及び園舎の配置図並びに園舎の平面図（定員増の場合のみ）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2 部提出のこと（受理した後、1 部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－オ：園長の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	栃木認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市塙田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
	認定こども園の長の変更	山田太郎	山田次郎	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・により、園長を変更するため。			

次の書類を添付すること。

- 1 履歴書
- 2 教員免許状（専修又は一種免許状）及び保育士登録証の写し
- 3 園長が学校教育法第9条各号に該当しないものであることを誓約する書面（様式1号）
- 4 前任者について記載した書類（様式2号）
- 5 変更に関する決議録
- 6 その他知事が必要と認める書類
 - ① 理由書（様式3号）

〔注意事項〕

- ・ 2の教員免許状等の写しは、園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第13条の規定に該当する場合は不要。ただし、この際には、6のその他知事が必要と認める書類により、運営上特に必要がある場合の事情等を記載した書類（様式3号）を添付すること。
- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

誓 約 書

園長について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人及び被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 年 月 日

〇〇法人〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇 印

4 前任者について記載した書類

① 退任者住所

② 退任者氏名

③ 退任理由

④ 退任年月日

6 その他知事が必要と認める書類

① 理由書 (様式 3 号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 13 条に規定する「幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合」については、以下のとおりです。

※「園の運営上特に必要がある場合」の事情、理由等を記入してください。

平成 年 月 日

〇〇法人〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇 印

【Ⅲ－２－（１）－カ：教育又は保育の目標及び主な内容の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	栃木認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	教育又は保育の目標及び主な内容の変更	・・・	・・・	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 新園則等（教育又は保育の目標及び主な内容が記載されているもの）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－キ：子育て支援事業の実施内容の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	栃木認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市塙田1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	子育て支援事業の実施内容の変更		未就園児親子教室 (追加)	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	地域の子育て支援のニーズに応えるため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 新園則等（子育て支援事業の実施内容が記載されているもの）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－ク：教育及び保育等の概要の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園	
	所 在 地	宇都宮市埴田1-1-20	
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後
	教育保育概要として周知 された事項の変更	開園時間 7:30	開園時間 7:00
変 更 年 月 日	平成 年 月 日		
変 更 の 理 由のため。		

次の書類を添付すること。

1 変更に関する決議録

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

(留意事項)

県のホームページ

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kosodatehoiku/ninteikodomoen/ichiran.html>) に掲載された教育保育概要において変更する箇所がある場合に、本変更届を提出するので、事前に県こども政策課に連絡すること。

【Ⅲ-2-(1) ケ: 目的の変更】※公立は届出不要

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

栃木県知事

様

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市塙田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	目的の変更	・・・・・・・・・・。		・・・・・・・・・・。
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと(受理した後、1部返送)。

【Ⅲ－２－（１）－コ：園の名称の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	名称の変更	栃木幼保連携型認定こども園		とちぎ幼保連携型認定こども園
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－サ：園の所在地の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市塙田1-1-20		
変更の内容	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	所在地の変更	宇都宮市塙田1-1-20	宇都宮市昭和1-1-20	
変更年月日	平成 年 月 日			
変更の理由	園舎移転改築のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書
- 3 園の位置を示す図面
- 4 園地及び園舎の配置図並びに園舎の平面図
- 5 園地及び園舎の所有権を証する公の書類
 - ・自己所有 登記事項証明書
 - ・借用 公正証書による20年以上の賃借契約書の写し及び登記事項証明書又は地上権若しくは賃借権の設定登記に係る土地の登記事項証明

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－シ：園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更】

※園地の変更例

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変更の内容	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	園庭の変更	別紙「園庭変更調書」のとおり	別紙「園庭変更調書」のとおり	
変更年月日	平成 年 月 日			
変更の理由	園庭購入のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園庭変更調書（様式4号）
- 3 配置図、公図の写し及び実測図又は求積図
 - ・変更箇所は朱書き、マーカー等により明示すること。
- 4 所有権を証する公の書類
 - ・自己所有 登記事項証明書
 - ・借用 公正証書による20年以上の賃借契約書の写し及び登記事項証明書又は地上権若しくは賃借権の設定登記に係る土地の登記事項証明

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

園庭変更調書

(単位：㎡)

区分	現有面積	増減・用途変更面積	変更後の面積
園庭	1,500.00	200.00	1,700.00
計	2,200.00	200.00	2,400.00

※ 園庭面積は、登記面積若しくは実測面積に合わせることを。

(単位：㎡)

地番	所有者	地積	備考
栃木県宇都宮市塙田 1-1-20	〇〇法人〇〇学園	200.00	
栃木県宇都宮市塙田 1-2	〇〇法人〇〇学園	2,200.00	

※ 園庭の所有者を記載すること。

【Ⅲ－２－（１）－シ：園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更】

※園舎の変更例

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変更の内容	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	園舎の変更	別紙「園舎変更調書」のとおり	別紙「園舎変更調書」のとおり	
変更年月日	平成 年 月 日			
変更の理由	園舎増築（給食室）のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園舎変更調書（様式5号）
- 3 配置図及び平面図
 - ・変更箇所は朱書き、マーカー等により明示すること。
 - ・平面図には部屋毎の面積を記載すること。
- 4 所有権を証する公の書類（登記事項証明書）

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

園舎変更調書

(単位：㎡)

室名	現有面積	増築・改築・取壊 用途変更	変更後の面積
保育室	200.00		200.00
預かり保育室	55.00		55.00
遊戯室	100.00		100.00
職員室	30.00		30.00
給食室	0.00	30.00	30.00
教材室	100.00		100.00
トレイ	25.00		25.00
小計	510.00	30.00	540.00
テラス・ピロティ等	100.00		100.00
計	610.00	30.00	640.00
所有者住所氏名	栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ○○法人○○学園		

※1 室名は全て記載のこと。

※2 預かり保育専用の部屋は、「保育室」に含めず、「預かり保育室」として記載すること。

※3 テラス・ピロティ欄は、建物の床面積（登記面積）に算入されない部分を記載すること。

【Ⅲ－２－（１）－ス：園則の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	園則の変更	別紙「園則変更調書」のとおり		別紙「園則変更調書」及び新園則のとおり
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・のために特定負担額を値上げしたため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園則変更調書(様式6号)
- 3 新園則全文

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと(受理した後、1部返送)。

園則変更調書

1 変更箇所の新旧対照表

変更後	変更前
第18条 略	第18条 略
2 特定負担額（上乗せ徴収）として設定するものは次のとおりとする。	2 特定負担額（上乗せ徴収）として設定するものは次のとおりとする。
(1) ○○○○ 月 <u>2,000 円</u>	(1) ○○○○ 月 <u>3,000 円</u>
(2) ○○○○ 月 <u>2,000 円</u>	(2) ○○○○ 月 <u>1,000 円</u>

【Ⅲ－２－（１）－セ：経費の見積り及び維持方法の変更】※公立は届出不要

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	経費の見積り及 び維持方法の変更	・・・・・・・・		・・・・・・・・
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ため			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 変更後の2か年間の事業計画及び予算書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－３－①：幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書】

幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日 (休止の予定期間)	
財産の処分	

※ 財産の処分の欄は、廃止の認可の申請の場合のみ記載すること。

【Ⅲ－４－①：幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書】

別記様式第 5 号(第 4 条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

変更前の設置者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

変更後の設置者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
名 称		
所 在 地		
目 的		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項を記載した書類を添付すること。

IV 関係条例、通知等

頁

1 条例、規則等関係

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年栃木県条例第 43 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成 26 年栃木県規則第 44 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成 18 年栃木県規則第 81 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- ・ 保育士等の配置に係る特例について(条例の概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

2 国通知、事務連絡関係

- ・ 平成 26 年 4 月 30 日付け府政共生第 351 号他通知
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- ・ 平成 26 年 7 月 2 日付け府政共生 569 号他通知
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について(通知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- ・ 平成 26 年 11 月 28 日付け府政共生第 1104 号他通知
「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- ・ 平成 26 年 12 月 18 日付け府政共生第 743 号他通知
「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(通知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- ・ 平成 27 年 1 月 27 日付け府政共生第 73 号他通知
「幼保連携型認定こども園園児指導要録について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- ・ 平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生第 96 号他通知
「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- ・ 平成 27 年 2 月 13 日付け内閣府他事務連絡
「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について(周知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
- ・ 平成 27 年 8 月 10 日付け内閣府事務連絡
「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について」・・・・ 149
- ・ 平成 27 年 11 月 19 日付け内閣府事務連絡
「今冬の幼保連携型認定こども園におけるインフルエンザ総合対策の推進について」・・・・・・・・ 174
- ・ 平成 28 年 1 月 18 日付け府子本第 448 号他通知
「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

3 教員免許更新制度関係

- ・ 教員免許更新制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

1 条例、規則関係

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年栃木県条例第 43 号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準の目的)

第三条 この条例で定める基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第四条 知事は、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第二章 学級の編制に関する基準

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

第三章 職員に関する基準

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員(以下この項並びに附則第七条、第九条及び第十条において「職員」という。)の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数を一人増加するものとする。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
備考	
一	この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律

第四百七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第二十七条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員

第四章 設備に関する基準

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、三階建て以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育

室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ相互に兼ねることができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第二十七条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第一項各号に掲げるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第五章 運営に関する基準

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、幼保連携型認定こども園は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

第六章 設備及び運営に関するその他の基準

(履修困難な教科についての配慮)

第十三条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育をいう。)は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(基準と幼保連携型認定こども園)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、この条例で定める基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超える幼保連携型認定こども園においては、当該基準を理由として、その学級の編制、職員、設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第十五条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、法第二十七条において準用する学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十七条の計画(以下「安全計画」という。)及び同法第二十九条第一項に規定する危険等発生時対処要領(以下「危険等発生時対処要領」という。)において、周辺の地域の環境及び園児の特性等を踏まえた園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を具体的に定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第十七条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽さんに励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第十八条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第十九条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第二十条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十二条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(人権の擁護等に関する措置)

第二十三条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(食事)

第二十四条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第十九条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十五条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十六条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例)

第二十七条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等に関し業務上必要な注意義務を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士による必要な配慮が行われること。

三 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする事。

四 園児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

五 食を通じた園児の健全な育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じ、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保護者との連絡)

第二十八条 園長は、園児の保護者と常に密接に連絡をとり、教育及び保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(位置等)

第二十九条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第七章 雑則

(規則への委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行す

る。

(施行の日=平成二七年四月一日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下同じ。)の職員配置については、なお従前の例による。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「有し、かつ、」とあるのは、「有する者又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園庭の面積は、第七条第七項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

2 前項の当該幼保連携型認定こども園に係る園舎に備えるべき次の各号に掲げる設備の面積は、第八条第六項の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

第五条 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園舎の面積は、第七条第六項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 一・九八平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める面積

イ 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

ロ ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

ハ 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

2 前項の当該幼保連携型認定子ども園に係る園庭の面積は、第七条第七項の規定にかかわらず、当分の間、三・三平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積以上とする。

第六条 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定子ども園を設置する場合における当該幼保連携型認定子ども園であつて、当該幼保連携型認定子ども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第七条第七項第一号の面積以上のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定子ども園の職員の数等に係る特例)

第七条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定子ども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合は、第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年栃木県規則第 44 号）

（趣旨）

第一条 この規則は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設備の基準）

第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあつては第二号から第八号までに掲げる基準とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 二 保育室等を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡

		<p>することとし、かつ、同項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階</p>
--	--	--

三 前号に掲げる設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けること。

四 調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と当該調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。

ロ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じること。

五 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための設備を設けること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備を設けること。

八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施されたものを使用していること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第一号、第二号及び第六号」とあるのは、「園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えることを基準とし」とする。

3 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「耐火建築物」とあるのは、「耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)」とする。

- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成 18 年栃木県規則第 81 号)
(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第二条 法第四条第一項の認定の申請は、認定こども園認定申請書(別記様式第一号)によるものとする。

第三条 削除

(設置等の認可の申請)

第四条 法第十七条第一項の設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(別記様式第三号)によるものとする。

2 法第十七条第一項の廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書(別記様式第四号)によるものとする。

3 法第十七条第一項の設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(別記様式第五号)によるものとする。

(変更の届出)

第五条 認定こども園(法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設に限る。)に係る法第二十九条第一項の規定による届出は、認定こども園変更届(別記様式第六号)により行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園に係る法第二十九条第一項又は規則第十五条第二項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園変更届(別記様式第七号)により行うものとする。

(報告の徴収)

第六条 法第三十条第一項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書(別記様式第八号)により行うものとする。

2 規則第二十九条の知事の定める日は、六月三十日とする。

3 規則第二十九条第二号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員配置に関する事項
- 二 職員資格に関する事項
- 三 施設設備に関する事項
- 四 教育及び保育の内容に関する事項
- 五 保育者の資質向上等に関する事項
- 六 子育て支援に関する事項
- 七 管理運営等に関する事項

4 規則第二十九条第三号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 子どもの一日の活動内容
- 二 利用料に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第四七号)

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

附 則(平成二七年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

(※様式省略)

- ・ 保育士等の配置に係る特例について（条例の概要）

保育士等の配置に係る特例について（条例の概要）

1 朝夕等の園児が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例

園児の教育及び保育に従事する職員（以下「保育士等」という。）は常時2人を下回ることができないと規定されているが、朝夕等の園児が少数である時間帯においては、2人のうち1人は保育士等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者にすることができることとする。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第11条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第7条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則2項

2 幼稚園教諭等の活用に係る特例

保育士等を幼稚園教諭（幼保連携型認定こども園を除く）、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者に代えることができることとする。

ただし、認定こども園においては、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

なお、養護教諭としての業務に従事している場合は、本特例の対象とはならない。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第12条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第8条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則3項及び4項

3 8時間を超えて保育を実施する場合の保育士等の配置に係る特例

8時間を超えて保育を行う場合、開所時間を通じて必要となる保育士等の数(A)が、その園の利用定員に応じた保育士等の数(B)を上回る時は、その差(A-B)の範囲で、保育士等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者に代えることができることとする。

ただし、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第13条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第9条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則5項

4 2及び3の特例を適用する場合における保育士等の必要数

2及び3の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる保育士等の3分の1までとする。

なお、乳児4人以上が利用する保育所及び幼保連携型認定こども園において、保健師、看護師又は准看護師を配置基準上の職員としている場合は、当該保健師等を含めて3分の1までとすること。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第14条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第10条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則6項

幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の運用について

- 1 今回の特例は、恒久的な措置ではないこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年栃木県条例第 43 号）附則第 7 条及び第 9 条に定める「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、以下のとおりとすること。
なお、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。
 - ① 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で 1 年以上）
 - ② 家庭的保育者
 - ③ 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者※ 県への申請等は不要とし、事業主体自らが要件等を満たしていることを書類等で確認すること。
- 3 同条例附則第 8 条に基づき、小学校教諭を保育教諭等に代えて置く場合は、小学校教諭の専門性を十分に発揮するという観点から、5 歳児を中心的に保育することが望ましいこと。
なお、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。
- 4 同条例附則第 8 条又は第 9 条の特例を適用する際に、乳児 4 人以上が利用する幼保連携型認定こども園が保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を配置基準上の職員として算定している場合、特例が適用された職員を配置できるのは当該保健師等を含めて 3 分の 1 までとすること。
- 5 特例適用のあった者については、保育士資格の取得を促すこと。
- 6 保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育教諭等以外の者が行うなど、業務の見直しを行うこと。
- 7 公定価格の算定に当たっては、特例の適用があった者を保育教諭等とみなして必要な算定を行うこと。
- 8 特例を適用する場合は、設置者がその運用状況を正確に記録し、適正に管理すること。
※ 設置者自らが、内部監査、行政監査等において、説明責任が果たせるよう書類の作成を行うこと。
- 9 各園における特例の運用状況については、国において把握を行うこととしているので、そのための調査等があった場合は、特段の御協力をお願いしたいこと。

2 通知、事務連絡関係

※ 添付省略